

久喜市入学準備金・奨学生貸付条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市入学準備金・奨学生貸付条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「12月1日から同月20日まで」を「1月10日から3月10日まで」に改める。

第11条第2項を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(貸付け)

第14条 教育委員会は、奨学生から第12条各号に規定する書類の提出があったときは、貸付けすることを決定した日の属する月から起算して当該年度の3月までの奨学生を一括して貸し付けるものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する奨学生を受けた奨学生から前条第1項に規定する在学証明書の提出があったときは、当該提出のあった日の属する年度分の奨学生を一括して貸し付けるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。